

大磯町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大磯町認可地縁団体印鑑条例（平成31年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月28日提出

大磯町長 池田 東一郎